上越妙高駅自由通路壁面広告(市道上越妙高駅線) 入札占用指針

1 概要

(1) 入札対象施設等

道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1項第1号に定める物件として、壁面広告の占用者(壁面広告の運営者)を募集する。

(2) 道路の占用の場所

ア 所 在 地 市道上越妙高駅線(新潟県上越市大和2丁目地内)

イ 占用面積 3枠 計10.65㎡程度(別添、位置図等参照)

設置場所		枠数/占用面積
A	東口エスカレーター降口壁面	1 枠/ 4.65 ㎡
В、С	西口エスカレーター降口壁面	2 枠/ 3.00 m²×2
計		3枠/10.65㎡

(3) 道路の占用の開始の予定時期

令和7年4月1日

- (4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い必要となる措置
 - ア 壁面広告の点検及び清掃等を定期的に行うこと。
 - イ 壁面広告に破損、汚損等が認められる場合は、速やかな措置により、道路利用者 の安全を確保すること。
 - ウ 点検及び清掃等の維持管理に係る計画書を年度当初に、報告書を年度完了後に適 宜提出すること。
- (5) 入札占用計画の認定の有効期間(道路法第39条の5第1項関係) 5年(令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)
- (6) 占用料の額の最低額(年当たり)

338,000円(3枠)

設置場所		占用料の額の最低額
A	東口エスカレーター降口壁面	198,000円
В、С	西口エスカレーター降口壁面	140,000円
計		338,000円

(7) 広告枠及び広告の仕様

ア 広告枠

- ① 広告枠のフレームの色及び材質は、壁面の色及び材質と同様のもの若しくは同様と道路管理者が認めるものとすること。
- ② 内照式とすることとし、LED電球を使用する等、消費電力の削減に努めること。

イ 広告

- ① 蛍光色、過度にインパクトのある色彩や模様等は避けること。
- ② 周囲と調和のとれた色合いであること。
- ③ 「上越市有料広告掲載に関する要綱」の基準に適合すること。
- ④ 道路管理者の承認を得ること。
- (8) 占用者(壁面広告の運営者)の業務
 - ア 設置、維持管理及び撤去にかかる経費は、占用者が負担すること。
 - イ 広告枠の設置に当たっては、工法や材質等について、道路管理者と事前協議する こと。
 - ウ 広告の掲出に当たっては、広告が 1 (7) イの各号に適合することを審査の上、審査 結果及び広告原案等を道路管理者に提出し、承認を得ること。
 - エ 広告内容への問い合わせ及び苦情に備え、広告内に連絡先を明記するなど、占用 者の責任において対応すること。
 - オ 広告枠や広告の設置及び撤去作業は、道路管理者と事前協議の上、自由通路の利 用者が少ない時間帯に行うこと。
 - カ 1(4)で示した道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の 設置に伴い必要となる措置を行うこと。
 - キ 占用期間終了後は、原状復帰すること。
 - ク 認定の有効期間内に広告枠の撤去を希望する場合、撤去の半年前までに道路管理 者に申し出ること。

2 占用入札参加資格

- (1) 入札占用計画が、入札占用指針に適合していること
- (2) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路法(昭和27年法律第180号)第3 3条第1項の政令で定める基準に適合するものであること
- (3) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと
- (4) 入札占用計画の提出者(提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
 - ア 道路占用許可の手続を履行する能力を有しないと道路管理者が認めるとき
 - イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと道路管理者が認めるとき
 - ウ 道路法第71条第1項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないと き
 - エ 道路法第73条第1項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
 - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている とき
- ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適当であると 道路管理者が認めるとき

3 入札占用計画の作成等

(1) 入札占用計画の作成要領

様式 $1\sim6$ (A4判)により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画 (様式1)	 ① 「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において、占用を希望する期間を記載願います。 ② 「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載願います。 ③ 「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。
入札対象施設等の 設置に伴い必要と なる清掃その他の 措置(様式2)	① 施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。② 日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。※ 占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。
法人概要(様式3- 1)及び役員名簿 (様式3-2)	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式3-1は不要であり、様式3- 2により、氏名、生年月日等を記載願います。
災害等非常時に おける連絡体制 (様式4)	占用者(代表者、現場管理者、施設管理者等)及び工事請 負事業者(工事責任者、現場監督者等)から道路管理者への 連絡体制図を記載願います。

暴力団排除に関する 誓約書(様式5)	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。
市税納税状況確認承諾書(様式6)	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

(2) 入札占用計画の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和6年12月17日(火)午後5時まで【必着】 期限までに以下の提出場所に到達しなかった場合には、受理しません。

イ 提出先

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所 木田第一庁舎3階 都市整備部道路課道路管理係 電 話 025-520-5768

ウ 提出方法

上記イへ持参又は郵送で提出してください。

4 入札までの流れ

(1) 担当部局

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所 木田第一庁舎3階 都市整備部道路課道路管理係 電 話 025-520-5768

(2) 入札占用指針に関する質問について

入札占用指針の内容について質問がある場合には、メール、電話等にて受け付けます。

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

ア 提出先

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所 木田第一庁舎3階 都市整備部道路課道路管理係 電 話 025-520-5768

E-mail douroka@city.joetsu.lg.jp

イ 質問受付期間

令和6年11月18日(月)から令和7年1月17日(金)午後5時まで(ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、令和6年12月10日(火)午後5時まで)

(3) 入札参加資格の確認通知

提出された入札占用計画に基づき、占用入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、道路管理者より通知します。

なお、占用入札参加資格要件を満たしていない者に対しては、理由を付して通知します。

また、占用入札参加資格要件を満たさない理由について、書面にて説明を求めることができます。この説明を求める場合は、様式7に必要事項を記載の上、提出してください。

ア 提出期限

令和7年1月15日(水)午後5時まで

イ 提出先

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所 木田第一庁舎3階 都市整備部道路課道路管理係

電 話 025-520-5768

E-mail douroka@city.joetsu.lg.jp

ウ 提出方法

持参又は郵送、メールで提出してください。

5 入札の実施

(1) 入札書の提出

占用入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占用指針を熟覧の上、下記のとおり入札書を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書(様式8)を提出しない者は、本入札に参加することができません。

ア 提出方法

- ① 持参又は郵送で提出してください。
- ② 入札書を持参する場合には、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名(個人の場合は氏名)、入札占用指針件名を表記し、提出してください。 なお、提出するに当たっては、道路管理者により占用入札参加資格があること の確認を受けた通知書(以下「占用入札参加資格確認通知」という。)を持参してください。
- ③ 郵送により入札書を提出する場合は、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、占用 入札参加資格確認通知と封かんした入札書を同封してください。
- ④ 代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状(様式9)を提出してください。
- イ 提出期限

令和7年1月24日(金)午後5時まで【必着】

ウ 提出先

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所 木田第一庁舎3階 都市整備部道路課道路管理係 電 話 025-520-5768

(2) 入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場

合はその代理人が記載、押印してください。

- イ 入札済みの入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。
- ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。
- (3) 開札日時、場所
 - ア 日時

令和7年1月27日(月)午前10時

イ 場所

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所 木田第一庁舎3階 302会議室

- ① 入札当日の受付は、入札開始時刻の20分前から行います。
- ② 入札会場への入場は、参加者1者につき、1名までとします。
- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ア 占用入札参加資格のない者のした入札
- イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札
- エ 所定の入札書によらない入札
- オ 記名、押印を欠く入札
- カ 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し、2つ以上の意思表示をした入札
- キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ク 委任状の提出がない代理人がした入札
- ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (5) 入札の延期等

入札者(代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。)が連合し又は不穏 の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にある と認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

(6) 開札

開札は、入札者を立ち会わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状(様式9)を提出してください。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行います。

- ア 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。
- イ 入札者は、開札場に入場した後においては、入札事務に関係のある市職員がやむ を得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。
- ウ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の 入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は道路管理 者が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わ なかった者は再度の入札に参加することはできません。

(7) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札した入札者を落札者とします。

- イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、道路管理者は、直ち に、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。
- ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(8) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定した場合、道路管理者は、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を落札者に通知します。また、市ホームページに入札の実施結果(道路の占用の場所、開札結果(落札・不調等の別)、落札者(個人の場合は「個人」と記載します。)、落札額)を公表します。

(9) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合又は落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

6 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画(以下「認定入札占用計画」という。)の提出者(個人の場合は「個人」と記載します。)等について、告示及びホームページへの掲載により、公表します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者(以下「認定計画提出者」という。)に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を 取り消すことがあります。

7 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、入札占用計画の認定後、当該計画に基づき、速やかに、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。なお、特段の理由無

く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

ア 申請窓口

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号 上越市役所 木田第一庁舎3階 都市整備部道路課道路行政係 電 話 025-520-5769

イ 申請書類

- ① 道路占用許可申請書
- ② 認定された入札占用計画
- ③ 入札占用計画認定通知(写し)
- ④ 委任状 (代理申請の場合のみ)
- ⑤ その他道路管理者が必要であると認める書類
- (2) 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。

- (3) 占用料等の額及び支払方法
 - ア 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において落札した額とし、広告 の有無にかかわらず、定額とします。
 - イ 土地の価格の上昇等を踏まえて道路法施行令別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。
 - ウ 占用料は、年度ごとに支払うこととし、納期限は、道路管理者が発行する納入通 知書で指定する日とします。
 - エ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。 また、徴収する金額が100円未満であった場合には、これを100円に切り上げ た額とします。
 - オ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、道路法第73条に基づき 延滞金を徴収する場合があります。
 - カ 既納の占用料は還付しません。
 - キ 広告枠を内照式にすることに伴い、自由通路内の電源を利用する場合は、占用料のほか電気料金を負担することとします。負担金は、当該年度満了後、道路管理者が発行する納入通知書で指定する日までに支払うこととし、負担金の額は、実績に応じた額とします。

8 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占用計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、 道路管理者から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占用計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。

- (5) 認定した入札占用計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する 法律(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示 請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する おそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占用計画は、原則として返却いたしません。なお、返却を希望する場合には、その旨を入札占用計画提出の際に申し出てください。